



アジア太平洋地域における 著作権・著作隣接権普及啓発について

今年の2月に、文化庁、インドネシア知的財産権総局及び一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)が共催した著作権普及啓発イベント「ほんとは？ホント！フェア in インドネシア」“SAY NO TO PIRACY - Copyrights Save Your Future -”がインドネシアのパジャジャラン大学において開催されました。開催当時、文化庁著作権課に所属していた私は、パネリストとしてこのイベントに参加するとともに、同時期に実施された著作権・著作隣接権の集中管理に関する関係者との意見交換に出席しました。

イベントには多くの学生や教員が参加し、会場は熱気を帯びていました。また、パネリストとして参加したインドネシアのシンガーソングライターが、同国において2014年に改正された著作権法の施行や、これに伴う新たな集中管理制度の導入に対する強い期待を表明していたことも印象的でした。

このイベントが開催されたインドネシアを含め、アジア太平洋地域は、経済面においても人的あるいは文化的交流面においても、我が国との結びつきが強い地域です。また、日本のコンテ

ンツの人気の高い地域でもあります。

この地域における著作権保護制度の整備が急速に進んだ契機の一つは「世界貿易機関(WTO)を設立するマラケシュ協定 附属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の成立です。開発途上加盟国は、マラケシュ協定の効力が発生した1995年から5年後の2000年まで、後発開発途上加盟国はこれよりさらにTRIPS協定の適用を延期することができるとされました。この間に、開発途上国における知的財産権保護のための国内法整備等が進みました。

TRIPS協定の前文には、WTOと世界知的所有権機関(WIPO)等との間の相互の協力関係を確立するとあります。これを踏まえ、WTOとWIPOは開発途上国への技術協力を連携して実施してきました。

また、これに先立つ1993年から、文化庁はWIPOに毎年継続的に信託基金を拠出し、WIPOの協力を得てアジア地域著作権制度普及促進事業を実施してきました。

著作権・著作隣接権の保護を実効性のあるものとするためには集中管理制

度が重要です。そのためには、集中管理団体の育成や、その透明性を確保するための仕組みの導入も必要です。アジア地域からはWIPOや文化庁に対して、集中管理に関する協力依頼が多くあります。これらの要望には著作権等管理事業者をはじめとする日本の関係団体も協力して応えてきました。

知的財産権の問題はとすると先進国対途上国という南北問題の様相を帯びやすいのですが、著作権・著作隣接権の保護は、何よりも自国の創作者の権利保護や経済的対価の還元に資するものと肯定的に捉えられることが重要ではないでしょうか。冒頭のインドネシアのシンガーソングライターの期待に応えられるような仕組みをいかに発展させることができるかに関わってくるのではないかと思います。

横浜国立大学大学院
国際社会科学研究院 准教授

田淵エルガ
Tabuchi Helga

●巻頭メッセージ

アジア太平洋地域における著作権・著作隣接権普及啓発について …… 1

●●特集

ラジオ放送の誕生と実演家の権利 …… 2

独占禁止法とJASRACをめぐる経緯について …… 5

MOVEMENT …… 6

ACTION …… 7

COLUMN/ESSAY …… 8

CPRA ニュース

V O L . 7 7

A U G . 2 0 1 5

C O N T E N T S

ラジオ放送の誕生と実演家の権利

2015(平成27)年3月22日、わが国における「放送」が始まって90年を迎えた。この90年間には、ラジオやテレビ放送が生まれ、日本放送協会や民間放送局が登場した。そして、ケーブル放送や衛星放送などのニューメディアと言われる時代を経て、現在、「放送」は、デジタル化・ネットワーク化の中で、技術的にも、制度的にも、次の局面を迎えている。

そこで、このような展開を遂げてきた「放送」の歴史を辿りつつ、その節目に、どのように実演家の権利が議論されていたのか、数回に分けて見ていくこととしたい。今回は、ラジオ放送の誕生から日本放送協会(NHK)の設立までを見ていく。

企画部広報課
君塚陽介

ラジオ放送の誕生

1925(大正14)年3月22日朝9時30分。東京の芝浦にあった東京高等工藝学校(現在の東京工業大学附属科学技術高等学校)の図書室を仮放送所として、「JOAK、JOAK、こちらは東京放送局であります。」との第一声が発信される。コールサインの「ジェーイ、オーウ、エーイ、ケーイ」は、深く緩やかに、抑揚をつけて、遠くに呼びかけるようなアナウンスだったという(図1)。1943(昭和18)年、日本放送協会は、3月22日を「放送記念日」としている。この東京の芝浦から発せられた第一声が、わが国における「放送」の始まりと言えよう。

では、そもそも、ラジオ放送局の始まりは、いつだろうか。一般的には、1920(大正9)年、アメリカで開局したKDKAが、世界最初のラジオ放送局と言われている。20世紀初頭、アメリカでは、無線通信がブームとなり、草の根的なネットワークを形成していた。やがて、無線通信が活用された第一次世界大戦が終わり、アメリカに戻った無線通信士たちは、アマチュア無線家として様々な実験を行い、ラジオ放送が登場する土壌を作り上げていく。そのような中、KDKAの登場は、もともとは、双方向のやり取りを行う無線通信を、「放送」というマスメディアに転換したところに意義があると言わ



図1：ダブルボタンマイク
第一声が、このマイクから
送り出された。

れる^{*1}。すなわち、技術的には、受信と送信の両方が可能であったラジオ無線を、発信点を中心に同心円状に拡散していく電波の特徴を活かして、送信側を放送局、受信側を大衆とする、マスメディアとして成立させたのだ。KDKAの登場以降、アメリカ国内では、500を超えるラジオ放送局が開局したという。

このような海の向こうの動向は、わが国にも伝えられ、政府や民間において様々な実験、調査研究が進められた。そして、1923(大正12)年8月、政府はラジオ放送に関する方針を決定する^{*2}。すなわち、特別立法は行わず、放送を無線電信の一種と捉え無線電信法^{*3}の枠内で処理すること、また、放送事業は民間によるものとしたのだ。これは、当時、放送が国民生活にとって絶対緊要のものではなく、将来の見通しも明らかではないため、国家財政的な余裕もないという理由があったという。さらに、1923(大正12)年9月の関東大震災の際には、新聞社が機能不全に陥ってしまったため、情報伝達の面でも、ラジオ放送の必要性が唱えられた。

この方針に基づいて関連法規の整備も進められる。無線電信法第1条では「無線電信及無線電話ハ政府之ヲ管掌ス」とする一方、同法第2条では、無線電信を、主務大臣の許可を受けて私設することができる^{*4}。そこで、1923(大正12)年12月、政府は「放送用私設無線電話規則」を定め、政府の許可の下で放送事業を可能にしたのである。

また、政府は、当面の間、東京、大阪および名古屋の三都市において、それぞれ放送局の設立を認めることにした。当時の微弱な電波によって、ラジオ放送を多くの人に知らしめるため

には、まずは人口の多い都市から開始することにしたのである。ところが、放送事業に、多数の許可出願がなされたため、政府は、民間によるものとしていた方針を、非営利による、公益を目的とした社団法人によるものへと方針転換した。政府には、多数の許可出願がなされるのは、放送事業が儲かると考えているからであり、儲からないようにすれば、引き下がるだろうとの思惑もあったという。また、許可出願者間の調整も行われ、東京放送局、大阪放送局および名古屋放送局の各社団法人の設立許可が与えられた。1925(大正14)年6月1日には大阪放送局が仮放送を、同年7月15日に名古屋放送局が本放送を、それぞれ開始する。

「放送用私設無線電話規則」は、放送局を建設、運営する者および受信機を設置してラジオ放送を聴取しようとする者が、守るべき必要な手続や事項を定めていた。ラジオ受信機は、政府の合格証明を受けていたものに限られ、放送局に支払う月額1円の聴取料のほか、受信機設置の許可料を国に支払う必要もあった。東京の小学校教員の初任給が月額25円という時代に、鉱石ラジオは30円以上、真空管ラジオは100円から200円と、極めて高価なもので、鉱石ラジオの方が普及していた(図2)。

1925(大正14)年6月には、東京の愛宕山に東京放送局の新局舎が完成し、同年7月12日、東京放送局の仮放送は本放送に切り替わることになる(図3)。新局舎には、三つの演奏スタジオが備わり、洋楽用の演奏室では、大きな編成の楽団による演奏も可能となった。この愛宕山からの放送は、1939(昭和14)年まで続けられることとなり、現在、愛宕山にはNHK放送博物館が建てられている。



図2：鉱石ラジオ



図3：愛宕山にあった東京放送局の局舎と副調整室

ラジオ放送と実演家、三局の統合から日本放送協会の誕生へ

ラジオ放送の開始当時、録音技術は既に誕生していたものの、録音された音を放送に乗せて、聴取者に届けるまでの技術には至っておらず、生放送のみであった。録音された音が、ラジオ放送を通じて聴取者の耳に届くのは、ベルリンオリンピックが開催された1936(昭和11)年以降のことになる。

では、生放送であったラジオ放送開始当時、どのような番組が放送されていたのだろうか。東京放送局における放送番組種目別放送時間の割合を見ると、邦楽・洋楽や演芸といった娯楽番組の比率が36.0%を占めていた。他方、講演・講座といった教育番組は37.2%、報道番組は26.8%という具合だ。また、娯楽番組は大阪放送局で37.1%、名古屋放送局で36.8%放送されていた。まだ、録音された音を放送するための十分な技術がない中で、生の実演を届ける実演家は、大きな役割を果たしていたことが窺える^{*5}。

ラジオ放送開始当時、受信機として普及していた鉱石ラジオは、高い竹竿にアンテナを張ってレシーバーに耳を当てて一人で聴くものだった(図4)。鉱石ラジオは、当時、まだ普及していない真空管ラジオに比べ受信感度が低く、しかも、当時の微弱な電波では、ラジオ放送を聴くことができるのは、三つの放送局が

所在する都市やその付近に密集していたため、ラジオ放送を聴取する環境に格差が生じていた。そこで、政府は、全国に放送網を施設するとともに、三つの放送局の経営統合を計画する。三つの放送局とも、経営統合には賛同したが、新たに設立される新法人の役員の多くが政府出身者であることに反発を示していた。しかしながら、三つの放送局の経営統合は推し進められ、1926(大正15)年8月20日、東京放送局、大阪放送局および名古屋放送局は解散し、社団法人日本放送協会(以下「放送協会」)が設立された。戦後、放送法が成立するまで、放送協会がわが国における放送事業を独占的に行うことになる。



図4：舟上で鉱石ラジオを聴く少年たち(1925(大正14)年)

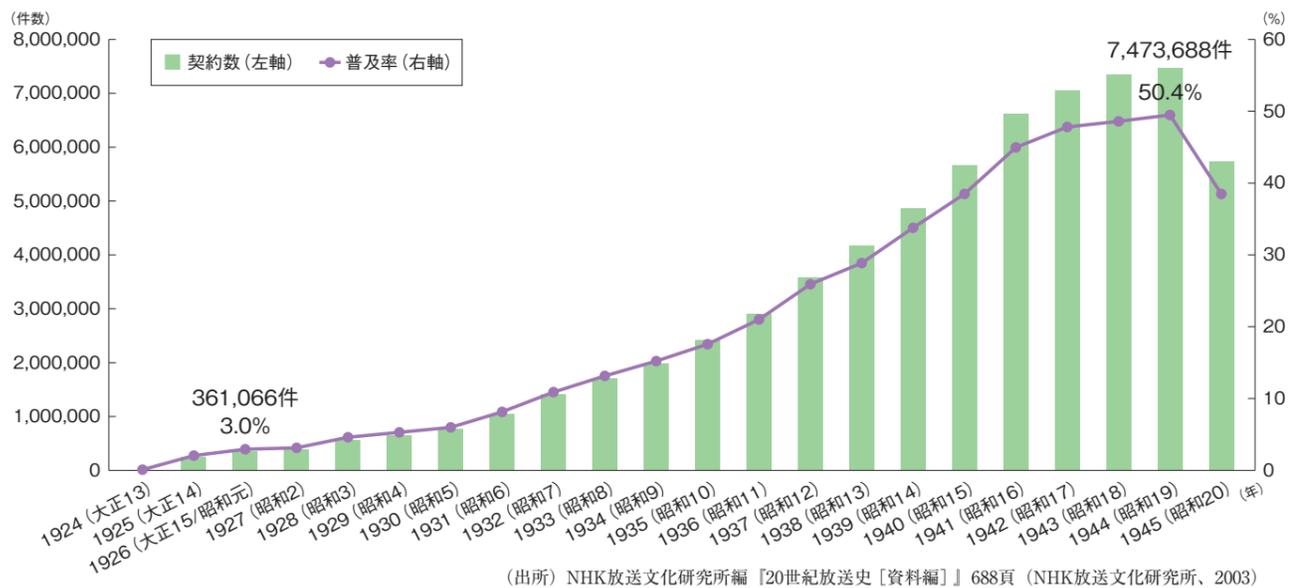
新たに設立された放送協会は、全国放送網の施設計画の実現に向けて、その取組を進めた。また、その一方で、政府も、ラジオ放送を全国に普及させるために、様々な施策を講じた。当時、ラジオ放送の受信機を私設するためには、政府の許可が必要だったが、この申請にあたっては、放送協会との受信契約書を添付する必要があった。この受信契約に基づく聴取料は、放送協会の収入を確保することにもなった。また、受信機の免税制度を設けるなど全国普及運動を推進し、政府は放送事業の育成を自己の職責として努力したとも言われている^{*6}。このような政府の支援も背景に、ラジオ加入者数は増加の一途を辿ることになる。1926(大正15/昭和元)年度末には、聴取契約数は約36万件、普及率は3.0%だったものが、終戦前の1944(昭和19)年度末には、加入数は747万件を超え、普及率も50%を超えることになる(図5)。

終戦から放送法の成立へ

三つの放送局を経営統合し、放送協会の設立後も、放送事業は、無線電信法に基づいて規律され、政府による裁量の余地が広く認められていた。経営統合により政府の監理は、それまで以上に容易なものとなり、事前検閲などの監理は、さらに強まっていくことになる。しかも、わが国が戦争に突入すると、より一層監理を強めていた。

このような放送事業は、終戦により、新たな局面を迎える。新憲法の下、連合国総司令部(GHQ)との間で放送に係る法制度は見直しを迫られたのである。民

図5：聴取契約数と普及率の推移^{※7}



間にも放送事業を開くべきであるか、放送協会を再編すべきであるか、あるいは民間と放送協会とを併存すべきであるかなど、様々な議論が繰り返された。

そして、1947 (昭和22) 年10月、GHQより、のちの放送法の成立に向けた決定的な示唆、ファイスナー・メモが与えられる^{※8}。このファイスナー・メモには「放送の自由・不偏不党・公共サービス・技術基準の順守に立つ基本法をつくる」や「公共機関と民間の二つの放送方式で自由な競争をさせる」などといった、放送法の基本となる考え方が含まれていた。その後も、放送法の成立までには紆余曲折を経るが、1950 (昭和25) 年4月26日、電波法や電波監理委員会設置法^{※9}と併せて、放送法が成立する。ここにおいて、放送法に基づく特殊法人日本放送協会、現在のNHKが誕生することになる。そして、放送法の成立は、民間放送局の設立も可能にした。

ラジオ放送と実演家の権利

ラジオ放送開始以前、実演家の権利保護は、録音技術の登場とともに認識されていた。例えば、わが国では、1899 (明治32) 年に成立した著作権法 (以下「旧著作権法」) が、著名な浪曲家のレコードが無断で複製・販売されていた桃中軒雲右衛門事件において、浪曲は、旧著作権法にいう音楽にはあたらないとされたことを契機として、1920 (大正9) 年に旧著

作権法が改正され、「演奏歌唱」を著作物として保護していた。

放送と実演家の権利については、1928 (昭和3) 年のベルヌ条約ローマ改正会議での議論がある。このローマ改正会議の大きな成果のひとつに、著作物に係るラジオ放送権の創設がある。この議論の際、イタリアとベルヌ同盟事務局は、著作物を演奏する実演家に、その演奏の放送を許諾する権利を与えるとの提案を行った。わが国は、このとき既に、演奏歌唱を著作物として保護しており、賛成したが、イギリスやフランスなどは、ベルヌ条約は著作者の権利を保護するものであるから、演奏家たる実演家の権利保護はベルヌ条約の枠外にあるなどの理由から反対し、結局、イタリアらの提案は撤回された。しかしながら、イタリアからの提案を受けて、ローマ改正会議では、政府関係者が実演家の権利保護の可能性を熟考することを希望する、との決議が採択された。この決議を受ける形で、1939 (昭和14) 年には、スイスのサマダンにおいて、ベルヌ同盟事務局と私法統一国際協が、いわゆる「サマダン草案」を起草することになる。このサマダン草案には、実演家の保護だけではなく、レコード製作者や放送事業者の保護も含まれていた。その後、第二次世界大戦により、実演家の保護に関する検討は、一時中断することになる。

そして、1948 (昭和23) 年のベルヌ条約ブラッセル改正会議では、サマダン草案が議論の週上へのぼることはなかった

が、実演の創作的な性質に鑑み、著作権に関連する権利として実演家の権利保護について積極的に推進することを希望する、との決議が採択された。国際条約において、実演家の権利保護が陽の目を見るのは、1961 (昭和36) 年のローマ条約の成立を待たなければならないことになる。

※1：吉見俊哉「メディア文化論」173頁以下 (有斐閣、2004) ※2：NHK放送文化研究所監修「放送の20世紀—ラジオからテレビ、そして多メディアへ」16頁 (日本放送出版協会、2002) ※3：1915 (大正4) 年制定。無線通信について規律していた法律。のちの電波法の成立によって、無線電通信法は廃止されている。※4：無線電通信法第2条第6号「主務大臣ニ於テ特ニ施設ノ必要アリト認メタルモノ」として、「放送用私設無線電話規則」が制定された。※5：「20世紀放送史」上】37頁 (日本放送出版協会、2001) ※6：荘宏「放送制度論のために」167頁以下 (日本放送出版協会、1963) ※7：社団法人東京放送局の時期を含む。契約数は、各年度末における数値。 ※8：連合国総司令部民間通信局ファイスナー調査課長が示唆したことから、「ファイスナー・メモ」と呼ばれている。 ※9：電波監理委員会は、電波の管理および放送を担当する独立行政機関として設置されるが、1952 (昭和27) 年に廃止された。

〔参考文献〕脚注に掲げるもののほか、以下の文献を参考にした。●片岡俊夫「新・放送概論」(日本放送出版協会、2001) ●鈴木秀美＝山田健太＝砂川浩慶編「放送法を読みとく」(商事法務、2009) ●「著作権白書—著作権に関する条約の側面からみて—」(著作権情報センター付属著作権研究所、2007)

取材協力・写真提供：NHK放送博物館

独占禁止法とJASRACをめぐる経緯について

放送における音楽著作物使用料について、日本音楽著作権協会 (JASRAC) の徴収方法が、独占禁止法 (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律) に違反するか否かをめぐって、公正取引委員会や裁判所において争いが継続しているところ、去る4月28日に、最高裁判所は、公正取引委員会およびJASRACによる上告を棄却する判決を下した。

この最高裁判所の判決によって確定した東京高等裁判所の判決 (2013 (平成25) 年11月1日) により審決 (2012 (平成24) 年6月12日) が取り消されたことを受け、公正取引委員会は、審判手続の再開を決定した。そこで、これまでの経緯について振り返ってみたい。

企画部広報課
君塚陽介

著作権等管理事業法の成立

著作権等管理事業法の成立前、著作権の集中管理は、仲介業務法 (著作権二関スル仲介業務二関スル法律) によって規律されていた。仲介業務法の下で、著作権の集中管理を行う場合には、文化庁長官による許可が必要とされ、楽曲を伴う歌詞と楽曲にかかる著作権の集中管理は、JASRACのみが許可されていた。しかしながら、2000 (平成12) 年に成立した著作権等管理事業法により、仲介業務法が廃止されると、一任型による著作権等の集中管理、すなわち著作物等の利用の際に使用料の額を受託者側が決定することとしている場合には、文化庁長官への登録で足りることになった。これにより、JASRAC以外の者も、音楽分野における著作権の集中管理事業に参入することが可能となった。2001 (平成13) 年10月1日に、著作権等管理事業法が施行されると、2006 (平成18) 年10月から株式会社イーライセンスが音楽著作物の放送利用に関する管理事業を開始した。

公正取引委員会における経緯

JASRACでは、放送事業者との間で、放送事業収入に一定料率を乗じる方法で放送使用料を算定する包括的な利用許諾契約を締結し、放送使用料を徴収してきた。しかしながら、独占禁止法の施行をつかさどる行政機関である公正取引委員会は、このようなJASRACによる放送使用料の徴収方法は、独占禁止法に定める「私的独占」に該当するとして、排除措置命令を行った。「私的独占」とは「事業者

が…いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」(独禁法2条5項) をいい、公正取引委員会は、JASRACの徴収方法が、他の管理事業者の事業活動を排除し、一定の取引分野における競争を実質的に制限する、いわゆる「排除型私的独占」にあたるとしたのだ。そして、

JASRACは、放送利用割合が放送使用料に反映されないことにより、放送事業者が他の管理事業者にも放送使用料を支払う場合には、当該放送事業者が負担する放送使用料の総額がその分だけ増加することになる徴収方法をやめなければならない、との排除措置命令を行ったのだ。

このような排除措置命令に対して、JASRACは、2009 (平成21) 年4月に公正取引委員会に対して審判を請求し、審判

これまでの経緯

2008 (平成20) 年	4月23日 公正取引委員会による立入検査
2009 (平成21) 年	2月27日 公正取引委員会による排除措置命令 4月28日 JASRACが公正取引委員会に審判を請求 5月25日 公正取引委員会が審判手続きの開始を通知
2011 (平成23) 年	6月1日 審判手続終結
2012 (平成24) 年	6月12日 公正取引委員会が排除措置命令を取り消す審決 7月10日 株式会社イーライセンスが審決取消訴訟を提起 9月6日 JASRACが訴訟参加の申立 9月24日 東京高等裁判所において審決取消訴訟第1回口頭弁論 JASRACの訴訟参加が許可
2013 (平成25) 年	6月7日 東京高等裁判所における口頭弁論終結 11月1日 東京高等裁判所による判決 11月13日 公正取引委員会が上告受理の申立て JASRACが上告の提起および上告受理の申立て
2015 (平成27) 年	4月28日 最高裁判所による判決

JASRACプレスリリースを基に作成

手続が開始される^{*1}。そして、2012(平成24)年6月、公正取引委員会は、排除措置命令を取消すとの審決を下した。すなわち、JASRACが、ほとんど全ての放送事業者との間で、包括的な利用許諾契約を締結し、放送使用料を徴収することは、他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するとまで断ずることは困難である、と判断したのだ。要するに、公正取引委員会による判断を、公正取引委員会自身が覆したことになる。

裁判所における経緯

このような公正取引委員会の判断に対して、JASRACの唯一の競業者であったイーライセンスが原告となって^{*2}、公正取引委員会による審決の取消しを、東京高等裁判所に求めた^{*3}。この審決取消訴訟の被告は、公正取引委員会だが、JASRACも、行政事件訴訟法の規定に基づき訴訟参加した^{*4}。そして、2013(平成25)年11月、東京高等裁判所は、公正取引委員会による審決を取り消すとの判決を下した。公正取引委員会による審決の前提となる事実、すなわち、放送事業者はJASRACによる徴収方法のためにイーライセンスの管理楽曲の利用を回避したのかなどを根拠づける事実について、実質的証拠に基づいて判断していない、と

いうのだ。そして、JASRACの徴収方法は、他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するものと認められるから、この点が認められないことを理由として「排除型私的独占」にあたらないとした公正取引委員会の審決には誤りがあるとした。

この東京高等裁判所の判決を受けて、公正取引委員会およびJASRACは、最高裁判所に上告する。しかしながら、2015(平成27)年4月、最高裁判所は、東京高等裁判所の判決を支持し、公正取引委員会らの上告を棄却した。すなわち、JASRACが、著作権等管理事業法の施行後も、大多数の音楽著作物を管理し、包括許諾によらない利用許諾契約を締結することが想定し難い状況の下で、放送利用割合が反映されない徴収方法を探ることにより、放送事業者が他の管理事業者に放送使用料を支払うと、その負担すべき放送使用料の総額が増加するため、他の管理事業者の管理楽曲の放送利用を抑制することになり、他の管理事業者の放送利用に係る利用許諾市場への参入を著しく困難にする効果を有している、としたのだ。

今後について

東京高等裁判所も、最高裁判所も、

JASRACの徴収方法が、「排除型私的独占」に該当し、独占禁止法に違反するまでは判断していない。JASRACによる放送使用料の徴収方法は、「排除型私的独占」に該当する要件の一つである「他の事業者の事業活動を排除」する効果を有すると判断したにとどまる。今後、公正取引委員会において審判手続が再開され、JASRACによる放送使用料の徴収方法が、一定の取引分野における競争を実質的に制限しているかなど「排除型私的独占」に関する他の要件についても審理されることになる。また、JASRACでは、放送事業者との間の利用許諾契約に関する実務面での取組みにおいて、JASRACの管理楽曲の利用割合を考慮した使用料算定方法を検討しているという^{*5}。

※1：平成25年の独占禁止法改正により、公正取引委員会に対する審判手続制度は廃止されている。改正法は平成27年4月1日から施行されたため、改正前の手続に従うことになる。 ※2：東京高等裁判所では、排除措置命令や審決の名宛人でないイーライセンスが、審決取消訴訟の原告となることができるかという点も争われているが、判決では、原告になることができるとしている。 ※3：なお、平成25年の独占禁止法改正により、審判手続制度が廃止されたため、公正取引委員会の排除措置命令等に対する不服申立てについては、東京地方裁判所が第一審となる(独禁法85条、平成27年4月1日施行)。 ※4：裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、第三者は訴訟に参加することができるとしている(行政事件訴訟法22条1項)。 ※5：「審決取消等請求事件最高裁判決を受け記者会見を開催」JASRAC NOW S.Q.N.689号3頁(2015)

平成26年度実演家著作隣接権センター(CPRA)事業について

去る6月26日に芸団協総会が開催され、2014(平成26)年度事業報告・決算が承認された。平成26年度実演家著作隣接権センター(CPRA)事業の概要を要約して紹介する。

1. 平成26年度徴収・分配実績

平成26年度の徴収総額は、前年度比103.8%と、前年度を上回り、100億円を超えた。とりわけ商業用レコード二次使用料、録音使用料および送信可能化使用料といった商業用レコードに録音された実演の放送やインターネットなどでの利用に係る徴収が増収となり、徴収総額に占める割合も70%を超えた。この二次使用料等の増収の一因として、送信可能化使用料について過去分の契約が進んだことが挙げられる。他方、貸レコード使用料・報酬の徴収については、CDレンタル店の減少に歯止めがかからず、前年度を大きく下回った。また、一任型管理事業に基づく放送実演の徴収は増収となった。なお、2015(平成27)年度より、一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(aRma)が、著作権等管理事業者として放送実演の一任型管理事業を開始した。

私的録音録画補償金制度の受領額は、僅かなものとなった。とりわけ私的録画補償金は、アナログチューナー非搭載機器をめぐる裁判の結果を受けて、メーカーから私的録画補償金管理協会(SARVH)への補償金の支払いがなくなり、国内分

の受領はなかった。

分配業務に関しては、例年同様、管理委託契約約款および分配規程に基づいて適正な分配を行った。また、更なる分配精度向上のため、委任管理・データセンターの拡充を図り、権利委任団体間のデータ共有を行い、業務の効率化を進めた。

2. 法制・広報関連業務

①著作権制度等改善に向けた議論に積極的に参加

文化庁の文化審議会著作権分科会のほか、同分科会に設置された「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」および「国際小委員会」など関係省庁の審議会、検討会や関係団体の会議に委員を派遣し、実演家を代表して、著作権制度等の改善や再構築に向けた議論に積極的に参加した。

「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」では、一般社団法人日本音楽著作権協会、一般社団法人日本レコード協会と共同で、クラウドロッカーサービスサービスに関する新たな権利処理の枠組みを提案した。

また、文化芸術振興議員連盟および文化芸術推進フォーラムが共同主催した私的録音録画に関するフォーラム「芸術作品の利用形態の変化と著作権をめぐる」に参加したほか、Culture Firstの運営にも協力し、私的録音録画と対価還元をめぐる新たな制度構築に向けた議論を行った。

②著作権・著作隣接権の普及啓発事業を実施

コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)協力の下、芸能花伝舎・新宿区主催「芸術体験ひろば」のプログラムのひとつとして、小学校低学年の子供と保護者を対象に、楽しみながら実演家の権利について学ぶクイズラリーを実施した。

海外で開催される集中管理に関するセミナーに講師を派遣するとともに、インドネシア、マレーシア、ベトナムなどからの研修を受け入れ、アジアを中心とした政府関係者・実演家団体代表等との意見・情報交換を行い、地域ネットワーク形成に努めた。

③広報活動を積極的に実施

実演芸術の魅力・楽しさを広く一般に伝えるため、『SANZUI』を発行するとともに、CPRAの活動を周知し、実演家・権利者をとりまく社会状況への理解を深めるため『CPRAnews』を発行した。また、更なる利便性向上のため、ホームページをリニューアルした。

また、立命館大学産業社会学部音楽関連団体共同寄附講座「先端的なエンタテインメント／コンテンツ文化・産業の現在と未来を探る」開講のための寄附活動を行った。

MOVEMENT

2015年度SCAPR総会が開催される

去る5月19日から22日の4日間、セルビア・ベオグラードにて今年度のSCAPR(Societies' Council for the Collective Management of Performers' Rights、実演家権利管理団体協議会)総会が開催され、海外徴収分配委員会からは安部次郎委員長、椎名和夫副委員長、平田岳史委員、見上雄平委員が、また事務局からは吉田真之音楽課職員、小島京古海外業務課職員が参加した。

過去最高の53団体143名が参加した。本総会において、近年SCAPRが開発援助を進めてきたアフリカ、中央アジア地域を中心に新たに6団体が賛助会員となり、総会員数は43か国58団体となった。

当初各団体の全管理楽曲のデータベース化を目標としていたVRDB(音楽映像作品データベース)の開発については、当面団体間のクレーム用のデータベースとすることとなったため、芸団協CPRAとしても参加に向けて引き続き内部のデータ整備を行うこととなった。

ALAI2015 ボン大会が開催

2015年のALAI(国際著作権法学会)大会が、6月18日から19日にかけて、ドイツのボンで開催された。2015年はドイツ著作権法制定から50周年という節目の年でもあり、地元のドイツや欧州を中心に多数の研究者、実務担当者が参加し、活発な議論が行われた。

大会のテーマは“REMUNERATION FOR THE USE OF WORKS”とされ、情報化社会において著作者と実演家の適切な報酬をどのように確保すべきか、との課題に関して、許諾権、報酬請求権、著作権契約法等の様々な観点から議論が行われた。

特に大きく取り上げられたのは、定額音楽配信サービス(サブスクリプション)における実演家の報酬の確保の在り方や、私的複製補償金である。一般的に交渉力の弱い著作者、実演家について、法律を初めとした制度によるサポートの重要性が指摘され、その報酬を確保する手段について多くの見解が示された。

図1：徴収額の内訳

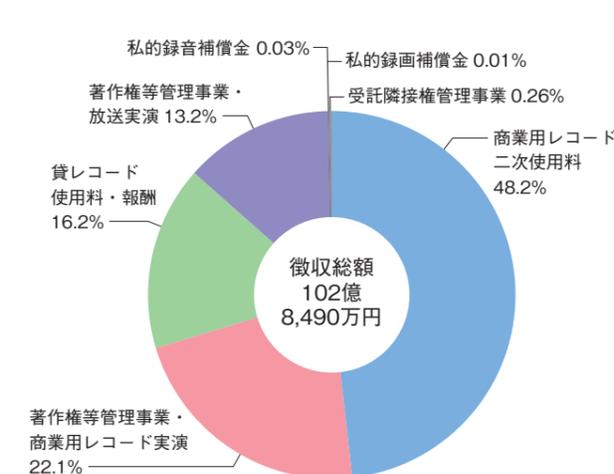
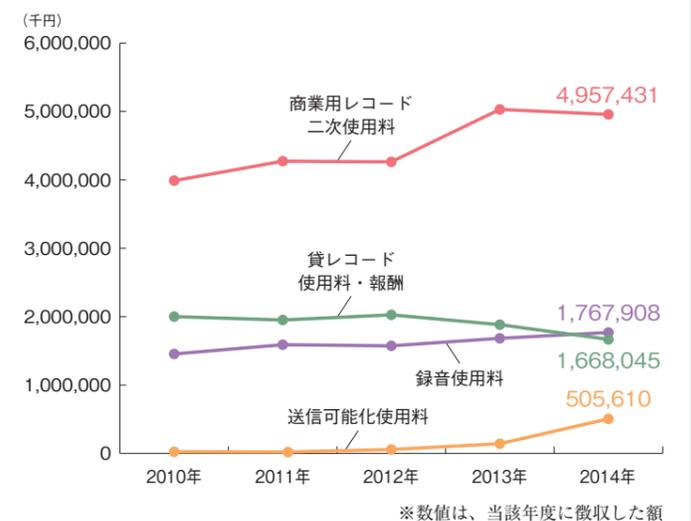


図2：レコード実演に関する徴収額の推移



著作権分科会の動き

6月2日、今期初めての文化審議会著作権分科会が開催され、椎名和夫常務理事が委員として出席した。土肥一史・日本大学教授が分科会長に選任され、同分科会の下に、法制・基本問題小委員会、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会及び国際小委員会の3つの小委員会を設置することが決定された。

6月23日には、法制・基本問題小委員会が開催された。同小委員会では、デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度の整備などについて審議する予定である。また、7月3日には、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会が開催され、椎名和夫常務理事が委員として出席した。同小委員会では、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入、クラウドサービス等に係る円滑なライセンス体制の構築などクリエイターへの適切な対価還元等に関する事項を審議する予定だ。

「知的財産推進計画2015」が決定

6月19日に知的財産戦略本部（本部長：安倍晋三内閣総理大臣）が開催され、『知的財産推進計画2015』が決定された。推進計画では、重要8施策として「デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備」や「国際的な知的財産の保護及び協力の推進」などが取り上げられている。なお、推進計画策定に向けた意見募集では、CPRAから「クリエイターへの適切な対価還元」や「アジア地域の実演に係る法制度整備と管理団体の育成」について意見を提出している。

クイズラリーを実施

5月5日、芸能花伝舎で行われた芸術体験ひろばにおいて、昨年に引き続きコンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）の協力を得て「親子で対決!? 著作権クイズラリー」を実施した。小学校

2年生から中学生までの親子42組97名が参加し、「著作権について、親子で楽しみながら学ぶことができた」などの感想が寄せられた。



「SANZUI」第7号を発行

広報誌「SANZUI」第7号を発行した。特集は「ホレボレ」。コクーン歌舞伎、Noism、鼓童、椎名林檎のステージを、多彩な分野で活躍する方々のコメントで紹介。巻末ロングインタビューは郷ひろみ（敬称略）。ウェブサイトにPDFを掲載しているほか、全国の劇場や美術館・博物館、書店等で無料配布している。
<http://cp.ra.jp/sanzui>

CPRAパンフレットをリニューアル

今年度よりパンフレットを一新した。一般向けにCPRAの概要や業務内容について図表を交えて簡潔に紹介している。文化庁の著作権セミナー等で配布予定。



CULTURE FIRST

はじめに文化ありき

CPRAは、関係団体とともに、
文化を大切にする社会の実現を求め
活動しています。

<http://www.culturefirst.jp/>

金井文幸

芸団協CPRA運営委員、
一般社団法人日本音楽制作者連盟理事・事務局長

4月にジャカルタでロック・イベントを行いました。音制連の「JAPAN NIGHT」という公演で海外でも活動実績のあるバンド3組が出演しました。空港に降り立つと、すでに2~300人の現地のファンが迎えに来てくれましたが、彼女たちの服装を見るなり、外国へ来たことを実感しました。

ご承知の通り、インドネシアは人口2.5億人でその90%がイスラーム教徒という世界最大のイスラーム国家。コンサート来場者の多くが女性ファンですが、皆、ヒジャブという頭髪を隠すスカーフのような黒っぽい布を被っていました。もちろん、公演中はその服装で手を突き上げ、体を揺すっていつものコンサート風景ですが、上から客席を見渡すと、一面黒に覆われていました。公演終了後には会場横のカフェを貸し切りにして、メディア関連の懇親会を行いました。その際に「折角の機会なので、著名な日本酒と寿司、天婦羅、鉄板焼きを…」と発想してしまいましたが、当然、アルコールはNG、食事もハラールであり、自分の教養の無さというより、配慮不足を痛感したのです。音楽は国境を超えて交流できると言われてますが、実際には、様々な気遣いや思いやりが基盤となって、その上ではじめて文化交流が実現するのでしょうか。

さて、インドネシアの音楽事情はというと、街中にCDショップはほとんどありません。あっても小規模なお店で、どちらかと言えばDVD中心の品揃え。それでも100万枚近いヒットも存在すること。それは、大手ファストフードチェーン店がCDアルバムをハンバーガーセットのおまけ特典として活用しているため、注文カウンターの横に1~10まで付番された対象CDが並んでいるというお話をインドネシアで日本の番組を放送しているチャンネルWakuWaku JAPANの方から教えていただきました。音楽の需要が確実に存在していることに安堵しながらも、やはり、どこか寂しい気持ちにもなりました。

CPRA NEWS VOL.77 通巻77号 2015年8月1日発行
発行/実演家著作隣接権センター 編集/芸団協CPRA法制広報委員会 デザイン/株式会社ネオプラン

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター (CPRA)

〒163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11F
TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614
<http://www.cpra.jp>

